b　次の算式により算定した額
算式
ｂ１×0.0030／0.0300
算式の符号
ｂ１　算式の符号ａ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
c　次の算式により算定した額
算式
ｃ１×0.0260／0.0500
算式の符号
ｃ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の３第６項に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
d　次の算式により算定した額
算式
ｄ１×0.0060／0.0300
算式の符号
ｄ１　算式の符号ｃ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
e　次の算式により算定した額
算式
ｅ１×0.0340／0.0500
算式の符号
ｅ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の３第７項に規定する自動車（バス及びトラック以外のものに限る。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
f　次の算式により算定した額
算式
ｆ１×0.0140／0.0300
算式の符号
ｆ１　算式の符号ｅ１に同じ。この場合において、「自動車（バス及びトラック以外のものに限る。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
g　次の算式により算定した額
算式
ｇ１×0.0450／0.0500
算式の符号
ｇ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の３第８項第３号イに規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるもの（平成22年４月１日から平成22年８月31日までの間に取得したものに限る。）について、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
h　次の算式により算定した額
算式
ｈ１×0.0250／0.0300
算式の符号
ｈ１　算式の符号ｇ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
i　次の算式により算定した額
算式
ｉ１×1.0
算式の符号
ｉ１　算式の符号ｇ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車」とあるのは「自動車のうち自家用及び自家用以外の自動車」と、「平成22年４月１日から平成22年８月31日まで」とあるのは「平成22年９月１日から平成23年３月31日まで」と読み替えるものとする。
j　次の算式により算定した額
算式
ｊ１×0.0275／0.0375
算式の符号
ｊ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の３第８項第１号に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるもの（平成22年４月１日から平成22年８月31日までの間に取得したものに限る。）について、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額
k　次の算式により算定した額
算式
ｋ１×0.0125／0.0225
算式の符号
ｋ１　算式の符号ｊ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）」とあるのは「自動車」と、「自家用」とあるのは「自家用以外」と読み替えるものとする。
l　次の算式により算定した額
算式
ｌ１×1.0
算式の符号
ｌ１　算式の符号ｊ１に同じ。この場合において、「自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車」とあるのは「自動車のうち自家用及び自家用以外の自動車」と、「平成22年４月１日から平成22年８月31日まで」とあるのは「平成22年９月１日から平成23年３月31日まで」と読み替えるものとする。
m　次の算式により算定した額
算式
ｍ１×0.0175／0.0375
算式の符号
ｍ１　平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の３第８項第２号に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）のうち自家用の自動車であるもの（平成22年４月１日から平成22年９月30日までの間に取得したものに限る。）について、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額